

三重県医療機能情報提供制度実施要領

第1 目的

この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の2の2において知事が定めることとされた事項等について、その詳細を定めることにより、県民が病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下、「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）の提供制度の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 情報の取扱方針

- 1 知事は、常に正確、迅速かつ適切な医療機能情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 2 知事は、病院等の管理者から報告を受けた事項について、原則そのまま公表するものとする。
- 3 病院等の管理者は、常に正確かつ適切な医療機能情報の提供に努めなければならない。

第3 医療機能情報の報告

- 1 病院等管理者の知事への医療機能情報の報告種別及び報告時期は、別表のとおりとする。ただし、基本情報以外の情報に変更が生じたときに報告することを妨げるものではない。
- 2 新規開設許可届出時報告は様式第1号、定期報告は様式第2号、変更報告は様式第3号によるものとする。
- 3 訂正報告は、変更報告の様式によるものとする。
- 4 病院等の管理者は、第1項の別表に定める報告書1部を提出するものとする。

第4 報告事項の公表

- 1 知事による公表
 - (1) 知事は、県民がインターネットを通じて閲覧できる全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット」に報告を受けた医療機能情報を速やかに掲載し公表するとともに、知事は、電話等による医療機能情報に関する照会に対応するものとする。

(2) 知事は、法第8条の2及び第9条に基づく休廃止等の届出が行われたときは速やかに当該ウェブページ等から削除等するものとする。

2 病院等の管理者による公表

病院等の管理者は、当該病院等が報告した医療機能情報について、書面又は電磁的方法により県民、患者等に提供しなければならない。

第5 相談への対応

知事は、医療機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等を適切に行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成20年10月15日から施行する。
- 2 この要領の第3及び第4の規定にかかわらず、平成20年度における報告及び公表の時期は別に定める時期とする。
- 3 この要領は、令和6年1月10日から施行する。
- 4 この要領の第3の規定にかかわらず、令和5年度における報告の時期は別に定める時期とする。

別表

報告の種別	報告の時期
毎年定期的に行う報告（以下「定期報告」という。）	毎年2月28日までにその年の1月1日現在の状況を報告
新たに開設許可を受けた病院等又は届出を行った診療所等の管理者が行う報告（以下「新規開設許可・届出時報告」という。）	開設許可・届出後30日以内に開設時の状況を報告
規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報に変更が生じたときに行う変更の報告（以下「変更報告」という。）	変更が生じたら速やかに変更事項を報告 同表第1の項第1号に掲げる基本情報以外に変更が生じたときは、定期報告の時期に報告を行うほか、可能な限り速やかな時期に修正又は変更の報告を行う
報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告（以下「訂正報告」という。）	速やかに報告